

令和6年度公益財団法人群馬県農業公社

農地中間管理事業評価委員会議事録

1 日 時 令和6年6月20日（木）午後1時30分～午後2時45分

2 場 所 群馬県庁29階 第2特別会議室

3 委員数 6名

4 出席委員 5名

委員長 砂盃 徹

委員 恩田 昭一

委員 草苺 仁

委員 清水 由紀江

委員 関根 正敏

5 議事

(1) 令和5年度農地中間管理事業に係る実施状況等について

(2) 令和5年度農地中間管理事業実施に対する意見について

(3) その他

6 議事の経過

(1) 開会

大淵事務局次長が、公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業評価委員会を開会する旨を述べた。

(2) 開会あいさつ

○砂盃委員長が、あいさつを行った。

あいさつ要旨

- ・一言あいさつを申し上げます。
- ・本日はお忙しい中、群馬県農業公社評価委員会にご参加いただきありがとうございます。
- ・皆様ご存じのとおり、通常国会で食料・農業・農村基本法の改正があり、農業を取り巻く環境の転換点を迎えていると思います。
- ・特に食料安全保障のところに注目が集まりがちだが、もう一つ大きい柱として、生産環境の維持、また、食料生産の生産力を落とさない事が非常に重要な柱と考えており、この点に関しては、高齢化や遊休農地の増加などの問題が根本にあると思います。
- ・農業は農地という生産手段をなくして成り立たないため、農地中間管理事業は基本法の改正に先駆けて令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正され、2年の猶予期間を経て、令和7年の4月から農地に関する手続きは農地中間管理事業に一元化され、集積集約化の中心事業になります。

- ・ 令和7年3月末までには、各地域における地域計画が今後どのように農地を利用するか、誰が活用し、生産をしてもらうのかをしっかりと決めなければいけない状況にあります。
- ・ 農政といたしましては、農地中間管理機構と協力をして、地域の皆さんと市町村の話し合いを促進しながら日本の農業、群馬県の農業の展望は受け入れるようにしなくてはならない使命感を持ってやっていきますので、本日は農地中間管理事業の充実を図るために幅広いご意見をいただきまして、今後の農地中間管理事業が発展できるようにご協力いただければと思います。
- ・ 本日はよろしく願いいたします。

○横室理事長が、あいさつを行った。

あいさつ要旨

- ・ 開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
- ・ 本日は、お忙しいところ評価委員の皆様には、ご出席いただき感謝申し上げます。
- ・ さて、当公社の農地中間管理事業であります。2014年に制度が発足し10年が経過しました。先日、農水省より、令和5年度末の担い手への農地集積率が60.4%にとどまり、目標とした8割に届かなかったことが公表されました。本県においても、担い手へ集積された農地は、27,930ヘクタール。全耕地面積の43.8%で、県が目標としている66%に対しては、まだ道半ばであります。
- ・ このような中、公社として、令和5年度に農地を担い手へ転貸した実績は、27市町村において、537ヘクタール、10年間の累計では、34市町村で約5,302ヘクタールとなっております。
- ・ ご承知のように、制度改正により、市町村における農用地利用集積計画が廃止となり、来年度より農地の貸借等の権利関係の手続きは、農地中間管理機構によるものに統合されることとなりましたが、今後の農地中間管理事業の進展いかんは、各市町村で実効性のある地域計画を策定ができるか否かにかかっております。当公社としても地域計画の策定に積極的に参画しながら、必要な支援を実施しているところです。
- ・ また、農地貸借の農地中間管理事業への一本化では、令和7年度から事業量が大幅に増加することから、今年度中には、これらの事務を円滑に実施できるよう、公社職員の増員や組織体制の整備を進めているところです。
- ・ 本日は、令和5年度の実施状況と令和6年度の取り組み等をご説明させていただきます。
- ・ 委員の皆様におかれましては、取組状況の点検や効果等を検証していただくとともに、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。
- ・ どうぞよろしくお願い致します

(3) 退任評価委員の報告

事務局より堤評価委員から辞任届が提出され、後任の選定の手続きを行っている旨の報告を行った。

(4) 議事

【砂盃委員長】

「令和5年度農地中間管理事業に係る実施状況等について」関連するため「令和5年度農地中間管理事業実施に対する意見」と併せて事務局に説明を求めた。

【事務局】

委員長の求めにより、事務局から説明が行われた。

【砂盃委員長】

説明終了後、委員長より「令和5年度農地中間管理事業に係る実施状況等」及び「令和5年度農地中間管理事業実施に対する意見」の説明に対する意見等を求めたところ、以下の意見、質問があった。

【恩田委員】

利用権での貸借の方が手続きは楽であり、農地中間管理事業を利用するとなると、膨大な書類量になっていたが簡素化される事はとてもいいことだと思います。

また、地域の軸になるところは土地改良をやっていて、ある程度のパーセントで集積集約が出来ないと補助が受けられない状況に携わっている立場で言わせていただくと、地域計画を立てるにしても、頑固な人がいると大変であると感じています。しかしながらこれは致し方のないこととも思います。

私が思うには、集約が出来た後の農地をまだ利用していないので、どのくらい楽になるのか、メリットがあるのかが不明であります。今後5年ぐらいで効果が出てくるので、県内にPRしていきたいと思っています。

【横室理事長】

1点目の書類が難しいとの意見は農業者の方からよく出ており、なるべく簡素化しようということで国の方からも指導があります。

我々も必要以上の書類は徴収しないように務め、各県の状況とかを見ながら、なるべく少なくしようとしています。

ただ、権利関係にかかる書類ですので、最低限の意思確認や最低限の内容確認をすることはどうしても必要になってきますので、その部分は省略できませんが、なるべく簡単にやっていきたいと思っています。

2点目の実際に集積集約が出来て、どの程度効率化されてくるかですが、やってみないとわからない部分があると思います。

実際にやることによって、便利になった、効率化したということが浸透すれば、全体的に弾みがつくと思っています。

方向性として、集約化することが基本的にベクトルとして悪いことはないので、一生懸命丁寧に進めていきたいと思っています。

【草苜委員】

借受応募制から地域計画をベースにした手続きに変更になり、農地の流動化を進めるに当たって機構としてはどのような考えのもとで、業務分担を変えましたとか、他機関との連携をこのように変えました、とかの部分が分からなかったので教えていただきたい。

【横室理事長】

農業者からの借りたい、もしくは買いたいという要望を機構が受け付けたからといって、マッチングが成立しているかということ、その時点では成立していなくて、現実的には市町村の方で整え、権利関係の事務手続きを機構が行っているというのが大多数であります。

今回の変更というのは実態に沿った改正と私は認識をしております。

機構が本来やるべきことは何かということ、市町村から提出された促進計画を整理する中で、遅滞や間違いが起きないように、きちんと整理して返せるということに一番意を注ぐべきだと考えています。

それには先ほど説明があったように件数が約5倍になる見込みの中、今までは職員が地域を包括的に担当していましたが、現在は業務分担を横割りにして効率的に事務が行えるように組織を変えました。

ただ、先ほど地域計画の説明の中で、なかなか地域計画ができてないという段階においては、まだ、具体的な手続きが上がってきていないため、実動的に動いているという状況ではありませんが、想定できる事は想定をしながらスムーズに期待されている事務を行うということに一番力を入れていくべきかと思えます。

【草薙委員】

5 ページ①の特に市町村の区域を越えた農用地に関する情報の蓄積と提供の部分について具体的に教えていただきたい。

【横室理事長】

市町村単位で地権者及び担い手間で農地の貸借が大抵完結しているが、これでは足りない部分は何かと言えば、市町村の域外から借りたいといった人がいた場合に、その情報をいかに市町村へ機構が繋げられるかが重要だと思っています。

現実的には個人の方が離れた農地を借りに行くということはほとんどありませんので、このようなケースは法人になると思います。

そうすると農業会議で群馬県内の法人の組織ができていることから協力して潜在的な情報を把握して必要に応じて情報提供することで支援をしていきたいと考えています。

【草薙委員】

実績に繋がったケースが何%程あるのか教えて欲しい。

【横室理事長】

全体の何%とは回答できないが、群馬県以外の法人が群馬県に参入する際はそのように参入していか分からないので、まずは機構に連絡が来ることが多くあります。

その中で聞き取りした情報を市町村に情報提供し、興味を持った市町村とお話をしていただく、マッチング的な事を行ったケースがあります。

【清水委員】

利用権での手続きでは農業委員会に出向けば手続きが出来たが、農地中間管理事業の手続きになると、どのように変わるのか。

【大淵事務局次長】

農地中間管理事業も機構に直接、書類を提出するのではなく、担当窓口については各市町村に設置されており、書類提出などのお手伝いをいただき、手続きのやり取りを行っています。

【田所事務局長】

農業者、地権者の方の事務手間は変わらないと思います。

【清水委員】

藪塚地区の地域計画は、7月14日に地域計画の話し合いの場が開催される予定ですが、地域計画はやってみないと本当にわからないと思います。

太田市の場合は5反以上持っている方にアンケートを郵送したが、返送されないケースがあり、返送されないところは、農業委員が個別に訪問しています。

その中で全部お会い出来ることはなく、また、お会い出来たとしても「大きなお世話だ。」などと言われるケースがあり、自分の農地のことを関与して欲しくないと思っている人がいます。

そのような方たちが地域計画の話し合いに来ていただければありがたいと思いますが、来てもらえないと地図に色付けをするのは本当に難しいと感じています。

【横室理事長】

基本的には活用してもらおうということから、必ず手放して担い手に渡さなきゃいけないという話しではなく、地権者の方が自分で耕作していれば、問題ないと思います。

【関根委員】

農業者として、また、前橋市の農地利用最適化推進委員の立場として、お話をさせていただきますが、書類関係については10年前から比べるとかなり簡略化され、私たちの法人は500筆ぐらい権利設定している中で、始まった当初は2ヶ月ぐらい何も仕事ができずにそれに取り掛かっていましたが、今の書類を見ると、ある程度の情報は書類に記載されており、推進委員として非常に効率よく回れているので、この10年で前橋市は進んだという印象をすごく受けていますので、来年度から一本化になったとしても、それほど混乱なく手続きできると感じています。

ただ、各推進委員、農業委員の理解度は3分の1も分かってない人が多いので、それに対して分かりやすいやり方をフォローしていただけると推進委員などは活動しやすくなるのではないかと思います。

それと書類は簡単になったが、やはり筆数が増えてくると、事務負担が増えて、もっと簡単にならなかと思っています。

特に更新の場合は、権利関係の確認を簡素化できないかと農業者としては思うので、法律的な問題もあると思いますが検討の余地があれば検討していただきたいと思っています。

また、先程から地域計画の話が出ていますが、平場は今まではすぐ借り手が見つかる状況であったのですが、今は逆転してきていて、もう限界まで借り受けていてやりたくない人が多くなってきています。

特に南部地域はその中で誰がやるかという問題が出始めていて、実際、集落営

農を作って色分けはしてありますが、実際にやる人がいなく、誰がやるかという話しになっています。

しかしながら、今は流動化のチャンスと感じており、地域計画になったことによってより色分けしやすくなったので、より効率的に進められるように今後も機構の協力をお願いします。

【横室理事長】

更新については、少なくとも新規でやるよりは簡潔な形でできるように国に対して要望をしていますが、民間事業と違って、やり方が簡単ならそれを工夫して始めればよいというだけではなくて、やっぱり法律があると思いますがそのことの調整かと考えています。

【砂盃委員長】

先ほどご意見があったように頑固な人がいたり、一方では管理できないから手放したいという人もいて、段々と二極化してきているなど感じました。

地域計画を作成する中で、この地区は、このようなやり方で、こんな説明で解決したなどの事例が情報共有できると、地区で抱えている問題をカバーできるのではないかと思いますので検討していただければと思います。

【横室理事長】

農業事務所と連携しながら検討していきたいと思います。

【恩田委員】

中間管理機構事業はあくまでも貸借で農地を流動化して集約するという目的ですけど、中には農地を手放したいという人もいます。

“できる、できない”があると思いますが、農業をやらないので農地を手放したいという人もいますので、売りたい人の情報があったら買いたい希望の人に紹介して流動化した方がいいと思います。

【横室理事長】

機構も農地を農地として売買する間に入って手続きをしており、一部ですけれども税金の控除とかを受けられる事業を担っています。

【恩田委員】

件数は多いのではないかと。

【横室理事長】

機構が行っている売買はAさんからBさんへ売買する間に立って事務処理を行う事業で、先ほどのお話しであった全体的に集めてそれを売買するという内容とは違いますが、貸借だけではなく、所有権まで含めた流動化も必要だと思います。

【砂盃委員長】

その他で令和6年度の取り組みについて、事務局に説明を求めた。

【事務局】 委員長の求めにより、事務局から説明が行われた。

【砂盃委員長】

説明終了後、委員長より「令和6年度の取り組み」に対する意見を求めたところ、以下の意見、質問があった。

【草苺委員】

先ほど意見が出たとおり、地域によって利用できる農地は今回の目標地図に落とし込んで、ある程度整理ができて、担い手がない中山間地区などをどのように考えていますか。

【横室理事長】

農政全般の制度としても、国の考え方にしても多様な担い手という言葉を使って、農業専業でなくても、いろいろな形で担っていただける方に入っていただきたいという事だと思います。

しかし、実際に効果を上げるためにどのように実行すればいいかは、なかなか進んでいないというのが私の正直な印象です。

それを画期的に進めるには個人の意見ですけど、弾力的な法人を入れるというようなことをしないと根本的な解決にはならないと思います。

【砂盃委員長】

私の立場から申し上げますと、お話がありましたとおり平場の条件の良い土地に関しては、しっかり地域計画に位置づけることで開発の対象になりませんし、農業にとって良い土地は、当然、工業にも良いのですが、今までみたいに農業が弱くて、どんどん開発したいといった流れにはしたくないという気持ちがあります。

一方で中山間地の条件不利な地域に関しては、遊休農地も非常に増えていますし、逆に農業というものを一つの産業として効率化の面で見ると、ある程度の農地は、農地でなくなってしまうことも今後進んでいくと思っております。

そのような中でしっかりと地域で、その土地はどうしていくのか、山林化になっても仕方がないというように考えていくのかは、それぞれの地域で考えざるを得ないのかなと思っております。

ご存知の通り、綺麗に保全し、しっかりと地域資源として活かしているような地域も一方ではありますので、それぞれの条件で地域の皆さんが生きた土地にさせていただくというのが第一かなと思っております。

実際企業で働いている間は、町場に住んでいたけれども、その後、地域に戻ってきて田植えをしたり、都会の人との交流を受けたり事例も出てきていますので、そのような活かし方もあるのかなと思っております。

【砂盃委員長】

本日いただいたご意見は後日議事録にして委員の皆様のところへ送付しますが、本日の意見の中で、特に、機構に対して文書にて通知しておくべき事項はありますか。

【全委員】

通知の必要なし。

【砂盃委員長】

委員長よりその他の意見を求めたところ、以下の意見があった。

【関根委員】

国の事業を活用する際に使用する農作業と農業機械能力の基準が古くなっていると思いますので、更新を検討していただきたい。

【清水委員】

J Aリース事業で建設する苺ハウスの認可と今後の進め方について相談させていただきたい。

【関根委員及び清水委員の要望については、別途、農業構造政策課から回答することとなった。】

【砂盃委員長】

委員長から本日予定した議事を全て終了した旨が告げられた。

【事務局】

大淵事務局次長が別添資料の説明を行なった後、閉会を述べた。

以上のとおり、評価委員会の内容を記載し、その内容に相違ないことを証し、ここに理事長は記名押印した。

令和 6年 6月20日

公益財団法人 群馬県農業公社
理 事 長 横 室 光 良 ⑩